

高知大学客員教授等選考規則

平成16年4月1日
規則第49号

最終改正 平成31年4月26日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、本学における客員教授、客員准教授、客員講師又は客員助教（以下「客員教授等」という。）の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(称号の付与)

第2条 客員教授等の称号は、次の各号のいずれかに該当する者であって、次項に掲げる要件を満たす者に付与することができる。

- (1) 本学において引き続き3か月以上専攻分野等について教育又は研究に従事する者（常時勤務する者を除く。）
- (2) 特に学長が適当と認めた者

2 各称号を付与する要件は、以下のいずれかとする。

- (1) 客員教授にあつては、本学の教授と同等以上の資格
- (2) 客員准教授にあつては、本学の准教授と同等以上の資格
- (3) 客員講師にあつては、本学の講師と同等以上の資格
- (4) 客員助教にあつては、本学の助教と同等以上の資格

(選考)

第3条 客員教授等の選考は、学長が行う。

2 学長は、当該選考において、国立大学法人高知大学組織規則第20条から第30条までに規定する各部局の教授会及び運営委員会等の議を経て行うものとする。

3 学長の裁量に基づく客員教授等の選考は、前項によらないことができる。

(本人への了知)

第4条 客員教授等を称せしめる場合は、別紙様式により、本人に了知させるものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 6 月 23 日から施行し、平成 17 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 18 年 7 月 5 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 19 年 3 月 12 日規則第 96 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 11 日規則第 111 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 26 日規則第 15 号）

この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

別紙様式（第 4 条関係）

氏 名
高知大学客員教授（准教授・講師・助教）の名称を付与する 付与する期間は 年 月 日から 年 月 日までとする
年 月 日
高知大学長 印